

平成 24 年度

# エネファーム設置費補助制度 (高効率エネルギーシステム設置費補助)

刈谷市では、地球温暖化対策の一環として、エネルギーを無駄なく、効率的に利用することができる「高効率エネルギーシステム」を設置する方で、一定の要件を満たす方に予算の範囲内で補助金の交付をします。

この制度での「高効率エネルギーシステム」は、**エネファームのみ**が対象となります。

※エコキュート、エコジョーズ、エコフィール及びエコウィルは補助対象外です。

## 補助金を受けられることができる方

市内に住所を有し自らが居住する市内の住宅にエネファームを設置した方及び市内に住所を有し自らが居住する市内の新築のエネファーム付住宅を購入した方で、一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下、「**FCA**」と略します。）から補助金の交付を受けた方

## 補助金の額

エネファーム（燃料電池コージェネレーションシステム） 10万円

## 申請の期日

FCAから交付される補助金の額の確定通知書の発行日（同通知書の右肩記載の日）から90日以内に申請してください。



## 補助金の申請手続き

※ まず一般社団法人燃料電池普及促進協会（以下、「FCA」と略します。）への補助金申請を済ませ、補助金の額の確定通知書の交付を受けます。

（申請の際、申請書等の提出書類のコピーを必ず手元に残しておいてください。）

### 交付申請

●申請書（刈谷市様式）に次の書類を添付して提出してください。

- (1) FCAへ提出した補助金交付申請書（兼設置工事完了報告書兼取得財産等明細表）及び添付書類（機器の保証書等）の写し
- (2) FCAから交付される補助金の額の確定通知書の写し
- (3) 工事完了後の現場写真
- (4) 住民票（設置場所と同一住所のもの）

#### 注意事項

注1 FCAへの申請書類の添付が必要となりますので、FCAへの申請前にコピーをとるなど控えておいてください。

注2 FCAからは、「補助金申込受理通知書」、「交付決定通知書」及び「補助金の額の確定通知書」の3種類が届きます。一番最後に届く「補助金の額の確定通知書」が届いた段階で、市への申請が可能となります。なお、確定通知書は工事完了報告をした後に届くものです。

### 交付決定

○書類審査を行い、補助金交付の可否の決定を通知します。

### 補助金請求

●請求書（刈谷市様式）を提出してください。

○指定の口座へ振り込みます。

問い合わせ先 刈谷市役所 環境推進課 環境政策係 TEL0566-62-1017